

## 新型コロナウイルス濃厚接触者（7月23日以降）

7月より、新型コロナウイルスオミクロン株 BA.5 の流行が主流となってきております。感染力の強いウイルスではありますが、重症化する方はこれまでのオミクロン株と同等程度とされております。政府は、社会経済活動への影響を避けるため、濃厚接触者の待機期間の短縮を決めました。感染者の待機期間は、以前と同様、10日目までとなります。（別紙参照）

### 濃厚接触者の定義

- 陽性者と同居している人
- 陽性者と長時間接触した人（車内、航空機内などを含む。機内は国際線では陽性者の前後2列以内の列に搭乗していた人、国内線では周囲2m以内に搭乗していた人が原則）
- 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた人
- 陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接接触した可能性が高い人
- マスクなしで陽性者と1m以内で15分以上接触があった人

令和4年7月22日の濃厚接触者の待機期間が変更となりました。以前の説明より、2日短縮される形となります。

| 0日目           | 1日目               | 2日目       | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|---------------|-------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 感染対策<br>ができた日 | 自宅待機期間（検査を行わない場合） |           |     |     |     | 解除  | 解除  |
|               | 検査                |           |     |     |     |     |     |
|               | 自宅待機              | 検査陰性の場合解除 |     |     |     |     |     |

新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の待機期間は、感染者と最終接触した日から5日間（6日目解除）ですが、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除が可能です。

以上の見解は、厚生労働省が通知したものであります。一般生活を行う場合は、この通知に従っていただいて良いです。就労につきましては、この通知に従うかどうかは、会社により異なります。勤務先の指示に従ってください。

抗原定性検査キットは自費検査として薬事承認されたものを必ず用いてください。唾液の検査キットは不可とされております。発熱時は、発熱24時間以上明けてからの検査をお勧めします。

当院では、現在PCR検査は予約制のみとなっております。かかりつけ患者には、抗原定性検査を行っております。ご容赦のほどよろしくお願いいたします。